

別表

1	2	3	4	5
事業区分	支給対象事業者	施設区分・提供するサービス種別等の区分	支給額	申請書提出先
社会福祉施設等物価高騰 支援対策事業（介護サ ービス等）	ア 老人福祉法（昭和３８ 年法律第１３３号）第２０ 条の４、第２０条の５及び 第２０条の６で規定する施 設を運営する事業者 イ 介護保険法（平成９年 法律第１２３号）第８条及 び第１１５条で規定する各 種介護サービス（居宅療養 管理指導を除く）の提供が される施設等を運営する事 業者 ウ 高齢者の居住の安定確 保に関する法律第５条第１ 項の規定により広島県知事 が登録をしているサービス 付き高齢者向け住宅を運営 する事業者	〈入所・居住系サービス（介護予防サービス含 む。）〉 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。） ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） （宿泊サービスに限る。） ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅	・１人当たり年２５，２００円以内×給付対象利用者 数（人） ※給付対象利用者数は令和７年４月１日から令和７年 ９月３０日までの期間において、施設等における各 サービスの給付を受けた平均実利用者数（端数が生じ た場合は切り上げ。）。 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防 サービスの両方で指定を受けている場合は、１事業所 として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指 定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給 可能。 ※小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスと 通いサービスを合わせて提供する施設等において、両 方のサービスの給付を受けた日は、通所事業所等の利 用者数として計上せず、入所施設等の利用者数として 計上するものとする。	健康福祉部高齢介護課
		〈通所系サービス（介護予防サービス・総合事業含 む。）〉 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護（通所サービスに限る。） ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） （通所サービスに限る。） ・介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業	・１人当たり年８，４００円以内×給付対象利用者数 （人） ※給付対象利用者数は令和７年４月１日から令和７年 ９月３０日までの期間において、施設等における各 サービスの給付を受けた平均実利用者数（端数が生じ た場合は切り上げ。）。 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防 サービスの両方で指定を受けている場合は、１事業所 として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指 定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給 可能。	
		〈その他訪問系事業所等（介護予防サービス・総合事 業含む）〉 ・訪問介護 ・訪問看護 ・介護予防・日常生活支援総合事業の第１号訪問事業 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売	・１事業所当たり３０，０００円以内 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防 サービスの両方で指定を受けている場合は、１事業所 として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指 定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給 可能。	
社会福祉施設等物価高騰 支援対策事業（障害福祉 サービス）	ア 障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援す るための法律（平成１７年 法律第１２３号）第５条の 規定により障害福祉サービ スを行う事業所又は相談支 援を行う事業所 イ 児童福祉法（昭和２２ 年法律第１６４号）第６条 に規定されている児童発達 支援、放課後等デイサービ ス、障害相談支援を行う事 業所	〈入所・居住系サービス〉 ・療養介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・短期入所	・１人当たり年２５，２００円以内×給付対象利用者 数（人） ※給付対象利用者数は令和７年４月１日から令和７年 ９月３０日までの期間において、施設等における各 サービスの給付を受けた平均実利用者数（端数が生じ た場合は切り上げ。）。 ※障害者支援施設が実施する日中系サービスとの併給 可能。	健康福祉部障害福祉課
		〈通所系〉 ・生活介護 ・就労継続支援Ａ型 ・就労継続支援Ｂ型 ・児童発達支援（児童発達支援センターに限る。） 〈その他居宅介護系など〉 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・障害児相談支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・児童発達支援（児童発達支援センターを除く。） ・放課後等デイサービス	・１人当たり年８，４００円以内×給付対象利用者数 （人） ※給付対象利用者数は令和７年４月１日から令和７年 ９月３０日までの期間において、施設等における各 サービスの給付を受けた平均実利用者数（端数が生じ た場合は切り上げ）。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、併給 可能（多機能型事業所を含む。）。 ・１事業所当たり３０，０００円以内 ※複数のサービスを提供する事業所の場合、いずれか 一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うこ とができる。 ※介護サービスと併せて障害福祉サービスを提供して いる場合は介護分で申請すること。	

※支給額を算定するにあたり、１００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。